

# 社会的養護の新展開 3

— 出口から入口へ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

## 施設を出てから

「養護施設のアフター・ケアの問題は、施設長をはじめ職員によって実際に心して行われてはいるが、施設に現在いる児童の養護に手をとられて、時間も労力も費用も乏しく、余り退所児童の補導にまでは手が届かぬというのが実情で、折角養護した児童がどうなっていくか、気がかりになりながら、つい放っってしまうという傾向にあるが、何とか道を拓いて、立派なアフター・ケアを確立しなければならぬと思う。そのためにはアフター・ケア指導員を施設に設置する必要がある。」

これは、約 60 年前に潮谷総一郎氏が書いた論文の一部である。潮谷氏の論文から 45 年が経過した、2004 年、児童福祉法の改正を受けて、児童養護施設等では、ようやくアフターケアが義務化された。しかし、具体的に誰が何をどこまでしなければならぬのか不明確な部分がたくさんあり、児童の担当職員が自身の休日にボランティアに関わり続けるということも珍しくなかった。また、潮谷氏の指摘の通り、必要とされながらも、実質的には関われないということもあったのだろう。また、アフターケアに係る公的な経費支弁がな

かったことも大きい。

東京都では 2012 年より各施設に自立支援コーディネーターをおき、リービングケアからアフターケアまで計画的に支援を行っている。これは、まさに潮谷氏のいう「アフター・ケア指導員」にあたるものだろう。

潮谷氏はアフターケアについて、さらに以下のように述べている。

## アフターケア事業ネットワーク

「日本全国主要都市に養護施設、児童福祉司、児童委員などで相互連携のとれるアフター・ケア宿泊施設をつくって、退所児童がどこへ行っても、その最寄りのアフター・ケア宿泊施設の活動で指導してもらい、温かく迎えて貰えるならば、どんなにか幸いであろうと思う。そのようなアフター・ケア宿泊施設を新設する運動もまた必要ではないか。アフター・ケアの組織的活動、有機的機能をもつことが望ましい。」

近年、各地で「退所児童等アフターケア事業」ができはじめている。2014 年 10 月時点

での厚生労働省調べによると「退所児童等アフターケア事業」を行っている事業所は、全国で20か所となっている。しかし、今、現在、全国でどれくらいの団体が退所者支援を実際に行っているのか、どのようなことを行っているのか、実態は定かではない。

そこで、アフターケア相談所「ゆづりは」を運営する高橋亜美氏を中心に、この6月、東京で「アフターケア事業全国ネットワークえんじゅ」設立記念シンポジウムが行われた。全国津々浦々すべての団体ではないが、多くの団体がこのネットワークに参加している。退所者にかかわらず、だれもが進学や就職、転勤、結婚等々で転居をする。潮谷氏がいうような「宿泊」まではできない事業所のほうが多いと思われるが、全国のどこへでも、退所者が相談できる体制ができることはよいことだ。行政区分にとらわれず、支援を行うことが実質的には必要である。また、親を頼ることができない人は退所者に限定されることではない。退所者に限定せず、ひろく若者の相談やサロン活動を行っているところもある。これらは、今後の課題だ。

さて、これまでになく、退所後の支援が近年、注目されるようになり、2017年3月末に厚生労働省は、「社会的養護自立支援事業等の実施要項」を定め、2017年度から18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除されたもののうち、「自立のための支援を継続して行うことが適当な場合」について、原則22歳の年の年度末まで個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施するとした。」

支援コーディネーターを誰が担うのか、各自治体によって異なるが、何れにせよ措置解除前に協議の上、「継続支援計画」を作成する

ことになった。適切な運用を期待したいが、反作用として、「甘やかしてはいけない」といった声も少なくはないだろう。

筆者がかかわる京都のメニューットでは、施設等を退所した若者を中心に相談支援のほか、月に1度、食事会を行っている。ご飯を食べてまったりと過ごす1日。



京都ならではの、お供えのお下がりも頂戴することもあり、ありがたく当事者でわかる。「なんか法事のあとみたい」といった人がいた。そう、法事のあとに親戚中でお供えを分けるあの感覚。施設でもなく、実家でもなく、でもちょっと世話焼きな、親戚みたいな、おばちゃんやおっちゃんが待っている。

facebook : Minuet Kyotoaftercare  
mail: kyoto.aftercare@gmail.com  
tel: 075-811-0600